

締約国に関する情報 C Z	チェコ共和国 一般情報	附属書 B 1 C Z
国内官庁の名称	Industrial Property Office of the Czech Republic (チェコ共和国産業財産庁)	
所在地	Antonína Čermáka 2a, 160 68 Praha 6, Czechia	
郵便のあて名	所在地と同じ	
電話番号	(420) 220 383 111 (オペレータ案内) (420) 220 383 459 (PCT部)	
電子メール	posta@upv. gov. cz	
インターネット	http://upv. gov. cz	
ファクシミリ装置	(420) 224 324 718	
国内官庁はファクシミリ装置又は同様の手段による書類の提出を受理するか？ (PCT規則92.4)	ファクシミリ装置による提出を受理する	
送付することができる書類の種類	すべての書類	
書類の原本提出義務	送付された書類が国際出願又は国際出願の補充若しくは補正を含む差替用紙である場合には、送付の日から14日以内に提出 他の書類の場合には、請求がない限り提出義務はない	
国際出願に関する通知を電子メールで送付するか？	送付しない	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理しない	
出願人がWIPO DAS <sup>1</sup> から優先権書類を取得できるようにする用意があるか？ (PCT規則17.1(b)の2)	用意なし	
チェコ共和国の国民及び居住者のための管轄受理官庁 国内法令は外国官庁への国際出願を制限するか？	チェコ共和国産業財産庁、欧州特許庁 (EPO) 又はWIPO国際事務局 国内官庁に問合せされたい	
チェコ共和国が指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁	国内保護：チェコ共和国産業財産庁 欧州特許：欧州特許庁 (EPO)	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	国内：特許、実用新案 (実用新案は、国内特許に代えて又は国内特許に加えて求めることができる) 欧州：特許	

[次頁に続く]

1 WIPO DASについての詳細情報は次から入手可能である：<https://www.wipo.int/en/web/das>

---

C Z	チェコ共和国 (続き)	C Z
国内官庁が認める手数料の支払方法	<p>受理官庁として：</p> <p>送付手数料及び優先権書類手数料（CZK建）は次に支払う。</p> <p>口座番号：3711-21526001/0710, Industrial Property Office at the Czech National Bank in Prague 住所；Czech National Bank, Na Prikope 28, Prague 1, Czechia</p> <p>国際出願手数料及び調査手数料（EUR建）は銀行送金で支払う。</p> <p>口座名義人： Česká republika - Úřad průmyslového vlastnictví/ Czech Republic - Industrial Property Office</p> <p>銀行名： Czech National Bank, Prague 1, Na příkopě 28, Czech Republic</p> <p>銀行口座番号：34534-21526001/0710 IBAN-CZ07 0710 0345 3400 2152 6001；BIC：CNBACZPP</p> <p>ウェブサイト： <a href="https://upv.gov.cz/files/uploads/PDF_Dokumenty/vynalezy/prihl_do_zahr/provadeni_plateb_dle_smlouvy_PCT_01012024B.pdf">https://upv.gov.cz/files/uploads/PDF_Dokumenty/vynalezy/prihl_do_zahr/provadeni_plateb_dle_smlouvy_PCT_01012024B.pdf</a></p> <p>指定官庁として：</p> <p>手数料支払はチェコ・コルーニ建で行う。すべての支払には出願番号（判明していれば国内番号，国内番号が不明であれば国際番号），出願人の氏名・名称，支払手数料の種類を表示する。</p> <p>年金は次に支払う。</p> <p>口座番号：80012-21526001/0710, Industrial Property Office at the Czech National Bank in Prague, Czechia</p> <p>欧州特許の年金は次に支払う。</p> <p>口座番号：35-21526001/0710, Industrial Property Office at the Czech National Bank in Prague</p> <p>その他の手数料は次に支払う。</p> <p>口座番号：3711-21526001/0710, Industrial Property Office at the Czech National Bank in Prague 住所；Czech National Bank, Na Prikope 28, Prague 1, Czechia</p>	
国際型調査に関するチェコ共和国の規定（PCT第15条）	なし	

---

[次頁に続く]

C Z

チェコ共和国 (続き)

C Z

国際公開に基づく仮保護

国内特許を目的とする指定の場合：

特許法第11条(4)の規定により，出願人は，チェコ語による国際出願の公開の後でのみ妥当な報酬を受ける権利を有する

欧州特許を目的とする指定の場合：

(1) E P Oの公用語の1つで公開された国際出願：

事情に応じて合理的な損害賠償，ただし，出願の請求の範囲の翻訳文に関する国内要件が満たされていることを条件とする（特許法第35a条(4)を参照）

(2) E P Oの公用語でない言語で公開された国際出願：

(1)に規定する保護は，E P Oがその公用語の1つにより提供された国際出願を公開するまでは効力が生じない

チェコ共和国が指定（又は選択）されている場合の有益な情報

国内保護について

チェコ共和国が指定（又は選択）されている場合に発明者の氏名（名称）及びあて名を提示しなければならない時期

願書中に記載しなければならない。発明者に関する情報がPCT第22条又は第39条(1)に基づく期間の満了時に不明の場合，管轄官庁は通知で定める期間内に当該要件を満たすよう出願人に求める。

微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？

あり（附属書L参照）

欧州特許については，附属書B 2の欧州特許機構（E P）を参照